



第71期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所 大阪市北区梅田3丁目1番1号
ホテルグランヴィア大阪20階「鳳凰」

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）午後5時30分まで

株式会社 **カワタ**

証券コード：6292

証券コード 6292
2020年6月4日

株主各位

大阪市西区阿波座1丁目15番15号

株式会社 **カフタ**
取締役社長 白石 亙

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜りありがたく御礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくことを強くご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

また、株主総会にご来場の株主様へのお土産は、従来より取りやめております。ご了承ください。

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 大阪市北区梅田3丁目1番1号
ホテルグランヴィア大阪 20階「鳳凰」
（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第71期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ（<https://www.kawata.cc/>）において掲載することにより、お知らせいたします。
 - ◎本招集ご通知は、当社ホームページ（<https://www.kawata.cc/>）にも掲載しております。
以下（1）及び（2）の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類の記載にかえて、当社ホームページに掲載しております。
（1）連結計算書類の連結注記表 （2）計算書類の個別注記表
なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、あわせて監査を受けております。
 - ◎株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。
なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページ（<https://www.kawata.cc/>）において、お知らせいたしますので、ご確認ください。

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は安定的な配当維持に加え、業績に連動した株主の皆様への配当（利益還元）を充実させることを経営の重要政策のひとつとして位置付けるとともに、中長期的には安定した事業成長を図り株主価値を持続的に向上させるため、業績の進展状況等を勘案し、新規事業開発や戦略投資等に内部留保資金を投下していくことを基本方針としております。

第71期につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金15円

配当総額 106,226,685円

(注) 既にお支払いしております中間配当（1株につき15円）を含めました当事業年度の年間配当は、1株につき30円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日（金曜日）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会としては、各候補者の選任について、株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席状況
1	しら いし わたる 白 石 瓦 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役 取締役社長 グループ経営担当（経営管理）	13回/13回 (100.0%)
2	しら い ひで のり 白 井 英 徳 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 グループ経営担当（製造・開発） 執行役員 品質保証部門統括	12回/13回 (92.3%)
3	しば たか ゆき 柴 孝 幸 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 グループ経営担当（営業・サービス） 執行役員 営業企画部門統括	13回/13回 (100.0%)
4	ふじ さか つね ひろ 藤 坂 祐 宏 <input type="checkbox"/> 再任	取締役	12回/13回 (92.3%)

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	しら いし わたる 白石 瓦 (1963年12月25日生)	1986年 4 月 三洋電機(株)入社 1990年 4 月 積水化学工業(株)入社 2003年 9 月 当社入社 2009年10月 財務経理部長 2012年 6 月 執行役員就任 2013年 6 月 取締役就任 2018年 6 月 常務取締役就任 2019年 1 月 代表取締役社長就任 (現任) (重要な兼職の状況) カワタU.S.A. INC.代表取締役社長	14,364株
(候補者とした理由) 白石 瓦氏は、上場会社で経理及び経営管理分野の経験を経て、2003年に当社に入社しました。入社後は、財務会計分野での豊富な経験と専門知識を活かして、財務経理部門の業務に従事してまいりました。2013年からは取締役、2018年からは常務取締役、そして2019年1月からは業務執行の最高責任者である代表取締役社長に就任し、当社グループ経営における事業全般を通じて業績拡大に努めており、今後更なる企業価値向上の実現を図るために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
2	しら い ひで のり 白井 英徳 (1966年3月17日生)	1986年 4 月 当社入社 2012年 4 月 設計二部長 2013年 3 月 執行役員就任 2013年 6 月 取締役就任 (現任) 代表取締役社長就任 2019年 1 月 執行役員就任 (現任) (重要な兼職の状況) 川田国際股份有限公司董事長	15,973株
(候補者とした理由) 白井英徳氏は、当社入社以来、長年にわたって設計部門で培ってきた豊富な実務経験に加え、2013年からは業務執行の最高責任者である代表取締役社長を務め、当社グループの成長に力を尽くし、2019年1月からは当社のグループ経営において製造・開発部門を中心に業績拡大に努めております。今後も当社の企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	しば たか ゆき 柴 孝 幸 (1956年9月15日生)	1979年4月 当社入社 2002年10月 西日本営業部長 2005年10月 東日本営業部長 2006年6月 執行役員就任(現任) 2011年6月 取締役就任(現任)	16,977株
	(候補者とした理由) 柴 孝幸氏は、当社入社以来、営業部門を中心として長年にわたり販売活動に従事してまいりました。また、2011年からは取締役を務めており、営業・サービス部門において豊富な経験と知見を活かし、業績拡大に努めてまいりました。今後も当社の企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
4	ふじ さか つね ひろ 藤 坂 祐 宏 (1960年2月26日生)	1982年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2008年5月 同行渋谷支店長 2010年7月 当社入社 2010年8月 執行役員就任 2011年6月 取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 川田機械製造(上海)有限公司 董事長 川田機械香港有限公司 董事長	15,985株
	(候補者とした理由) 藤坂祐宏氏は、銀行において支店長を歴任し、長年の実務経験を経て、2010年に当社に入社しました。2011年からは取締役を務めており、その経験を海外子会社の経営に活かしてまいりました。今後も当社の企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位及び担当は、事業報告「3.会社役員に関する事項(1)取締役の氏名等」(26ページ)に記載のとおりであります。
3. 各候補者が所有する当社株式の数には、当社役員持株会における2020年3月31日時点の本人持分を含んでおります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役4名全員が任期満了となります。当社の役員体制の見直し並びに監査体制の現状に鑑み、監査の実効性を引き続き確保できると判断したため、監査等委員である取締役を1名減員し3名体制とし、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	わたなべ ひろし 渡部 寛 新任 社外 独立	—	—回/—回 (—%)
2	いとう よしのぶ 伊藤 芳伸 再任 社外 独立	社外取締役	13回/13回 (100.0%)
3	いづか かずお 飯塚 一雄 再任 社外 独立	社外取締役	13回/13回 (100.0%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	新任 わたなべ ひろし 渡部 寛 (1958年12月4日生) 社外取締役 (独立役員)	1982年4月 (株)三菱銀行(現株)三菱UFJ銀行) 入行 2009年5月 同行外為事務部長 2012年4月 エムエスティ保険サービス(株)常務執行役員就任 2014年6月 エムエスティリスクコンサルティング(株)専務取締役就任(現任)	一株
(候補者とした理由) 渡部 寛氏は、銀行及びリスクコンサルティング会社において企業の与信審査業務等に携わり、経営管理に関する幅広い知識と見識を有しております。当社といたしましては、社外取締役としての客観的な立場から、当社の取締役会をはじめとする重要会議に出席し、経営全般に対する中立的で公正な意見、監督及び助言を同氏からいただきたく、当社の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p>いとう よしのぶ 伊藤 芳伸 (1954年2月28日生)</p> <p>社外取締役 (独立役員)</p>	<p>1976年4月 ミノルタカメラ(株)入社</p> <p>2003年11月 コニカミノルタフォトイメージングU.S.A.,INC.副社長就任</p> <p>2005年2月 コニカミノルタフォトイメージングCanada, INC.社長&CEO就任</p> <p>2006年5月 コニカミノルタビジネスソリューションズU.S.A.,INC.副社長就任</p> <p>2009年6月 コニカミノルタホールディングス(株)監査委員会室部長</p> <p>2012年4月 コニカミノルタオプティクス(株)常勤監査役就任</p> <p>2013年4月 コニカミノルタ(株)経営監査室オプティクスカンパニー調査役</p> <p>2015年6月 当社取締役就任</p> <p>2016年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)</p>	一株
<p>(候補者とした理由)</p> <p>伊藤芳伸氏は、異業種で経営者としての豊富な経験を有しております。2015年からは当社の社外取締役を、2016年からは社外取締役(監査等委員)を務めており、社外取締役としての客観的な立場から、当社の取締役会をはじめとする重要会議に出席し、経営全般に対する中立的で公正な意見、監督及び助言をしております。これらの理由から、当社の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年であり、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>			
3	<p>いづか かずお 飯塚 一雄 (1965年3月2日生)</p> <p>社外取締役 (独立役員)</p>	<p>1989年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行</p> <p>2011年12月 弁護士登録 小原法律特許事務所入所</p> <p>2015年1月 飯塚法律事務所設立 飯塚法律事務所 弁護士(現任)</p> <p>2018年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>飯塚法律事務所 弁護士</p>	一株
<p>(候補者とした理由)</p> <p>飯塚一雄氏は、銀行を2004年10月に退行後、弁護士としての職歴を通じて、法律の専門的知識や経験等を有しております。同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、法律の専門家として、経営から独立し中立的で公正な立場で当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に向けて意見をしております。これらの理由から、当社の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>			

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者各氏と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 伊藤芳伸及び飯塚一雄の両氏が監査等委員である取締役の再任が承認された場合、当社は、会社法第427条第1項に基づき、両氏との間でそれぞれ同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める金額とします。

3. 渡部 寛氏が監査等委員である取締役の選任が承認された場合、当社は、会社法第427条第1項に基づき、渡部 寛氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める金額とします。
4. 監査等委員である取締役候補者各氏は、社外取締役候補者であり、当社が定める独立性の要件を満たしております。伊藤芳伸及び飯塚一雄の両氏は、(株)東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。また、渡部寛氏の選任が承認された場合は、新たに独立役員となる予定であります。
5. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位及び担当は、事業報告「3.会社役員に関する事項(1)取締役の氏名等」(26ページ)に記載のとおりであります。
6. 当社の社外役員の独立性基準は、以下のとおりであります。

「社外役員独立性基準」

当社は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者（業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人）
2. 当社の大株主（議決権ベースで5%以上を保有する株主）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な取引先（取引金額が連結売上高の2%を超えるもの）
 - (2) 当社グループの主要な借入先（借入金残高が当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関）
 - (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから年間1千万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
6. 当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者
7. 社外取締役の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（配偶者及び二親等内の親族）が上記1から7までのいずれか（4項及び5項を除き、重要な者（取締役、監査役、執行役員及び部長職以上の業務執行者）に限る）に該当する者
9. 過去5年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

城 豊治氏が監査等委員である取締役に就任した場合、その任期は退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとなります。本選任の効力につきましては、次期定時株主総会の開始の時までとします。また、監査等委員である取締役に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
じょう とよ はる 城 豊 治 (1951年4月27日生) 社外取締役 (独立役員)	1975年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2002年2月 同行大阪西支社長 2003年9月 千歳興産(株)入社 2007年1月 同社取締役就任 2010年6月 関西千歳サービス(株)常務取締役就任 2012年6月 当社監査役就任 2016年6月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	一株
(候補者とした理由) 城 豊治氏は、銀行において企業の与信審査業務に携わり、経営管理に関する幅広い知識と見識を有しております。2012年からは当社の社外監査役を、2016年からは社外取締役(監査等委員)を務めており、社外監査役ないしは社外取締役としての客観的な立場から、当社の取締役会をはじめとする重要会議に出席し、経営全般に対する中立的で公正な意見、監督及び助言をしております。これらの理由から、当社の補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。		

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 城 豊治氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、会社法第427条第1項に基づき、城 豊治氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める金額とします。
3. 城 豊治氏は、当社が定める独立性の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、(株)東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2016年6月29日開催の第67期定時株主総会において、年額240,000千円以内とする決議がなされ今日に至っておりますが、第6号議案にて業績連動型株式報酬制度の導入をご提案させていただくことに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を減額して、年額200,000千円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、本議案は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、効力を生じるものといたします。

また、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名となります。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」と「業績連動金銭報酬」で構成されていますが、新たに、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下、本議案において同じ。）を対象に、役位及び業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役を対象に、取締役の報酬と、当社の業績及び株主価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件」においてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

2. 本制度の概要及び報酬等の額・内容等

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です（詳細は（ご参考）以降のとおり。）。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。）とします。
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限	3事業年度を対象として、合計120百万円
取締役が取得する当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役が付与されるポイント数の上限は1年当たり80,000ポイントとし、取締役が取得する当社株式等の数の上限は、1ポイント＝当社株式1株で換算された株式数となります。 ・上限となるポイントに相当する株数は1年当たり80,000株であり、発行済株式の総数（2020年3月31日時点であり、自己株式控除後）に対する割合は約1.13%であります。 ・当社株式は、株式市場から取得予定（信託期間の延長が行われた場合は、株式市場または当社（自己株式処分）より取得を予定）であります。
③業績達成条件の内容	業績目標（連結経常利益率、連結ROE、連結EPS等の3年平均等）の達成度に応じて変動いたします。
④取締役に対する当社株式等の交付等の時期	取締役の退任時とします。

（ご参考）

本制度の概要は第6号議案中の「2. 本制度の概要及び報酬等の額・内容等」に記載のとおりですが、現時点で予定している詳細な仕組みは以下のとおりです。当該内容については、第6号議案にてご承認いただいた内容の範囲内で適宜見直すことがあります。

(1) 本制度の対象期間

本制度の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、連続する3事業年度（当初は、2021年3月31日で終了する事業年度から2023年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度）とし、(2)に記載の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とします。

(2) 当社が拠出する金員の上限と当社株式の取得方法

当社は、対象期間ごとに合計120百万円を上限とする金員を、取締役への報酬等として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（本（2）第2段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として株式市場より取得を予定しています。（信託期間の延長が行われた場合は、株式市場または当社（自己株式処分）より取得を予定しています。）。当社は、信託期間中、取締役に対するポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、信託期間中、当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがありますが、本株主総会で承認決議を得た範囲内で、取締役会の決議によってこれを決定します。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計120百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）がある時は、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、120百万円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、それ以降、取締役に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役が取得する当社株式等の数及び上限

取締役が取得する当社株式等の数は、取締役が本信託において対象期間の各事業年度における業績目標値に対する達成度及び役位などに基づき付与されるポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）により定まります。1ポイント＝当社株式1株とし、本信託内の当社株式が分割・株式の併合などによって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、交付等が行われる当社株式の数を調整いたします。

取締役に付与されるポイントの数の上限は、1事業年度あたり80,000ポイントとします。そのため、本信託が取得する当社株式の総数は、かかる1事業年度あたりの付与ポイント数の上限に対象期間の年数3を乗じた数に相当する株式数（信託期間毎に240,000株）が上限となります。この取得株式数の上限は、上記（2）の拠出する金員の上限を踏まえ、株価等の推移などを参考に設定しています。

(当初の対象期間におけるポイントの算定式)

役位ごとに予め定められた株式報酬基準額を本信託が一定の株価で除して算定したポイント（以下「基準ポイント」という。）に、業績目標値に対する達成度に応じた業績連動係数を乗じたポイント（以下「株式交付ポイント」という。）を、対象期間に対応した職務執行期間（各事業年度の7月から翌年の6月末までの間）に在任している取締役に対して付与します。

基準ポイント＝役位毎の株式報酬基準額÷基準株価

株式交付ポイント数＝役位毎の基準ポイント×業績連動係数(※1)

(※1) 業績連動係数は、連結経常利益率、連結ROE、連結EPSの3年平均の目標値に対する達成度に応じ決定し、それぞれの評価割合は40：30：30とします。また、業績連動係数の変動幅は、0%～150%とします（ただし、2020年度は単年度実績、2021年度は2年平均で達成度を算定します。）。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役は、取締役を退任した時に、退任した時点における累積ポイントに1ポイントあたりの株式数を乗じて得られる株式の数（以下「算定基礎株式数」という。）を算定する。算定基礎株式数に80%を乗じた数の当社株式（単元未満株式については切り捨て。）（以下「交付株式数」という。）の交付を本信託から受け、算定基礎株式数から交付株式数を減じた数（以下「現金支給株式数」という。）の当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

なお、信託期間中に取締役が死亡した場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。信託期間中に取締役が国内非居住者となることが決定した場合、その時点で付与されているポイントに応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については、2020年5月11日付プレスリリース「取締役（監査等委員である取締役を除く。）向け「業績連動型株式報酬制度」の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、米中貿易摩擦の長期化や中東の政治情勢等の影響並びに英国の欧州連合（EU）離脱等により全般的に投資が冷え込み、その影響から景気が弱含みしました。

わが国経済は、世界経済の景気減速の影響を受け、生産や設備投資には足踏みが見られませんでした。また、設備投資の動向を知るうえで先行指標の一つである機械受注統計の推移を見ても、製造業の機械受注額は、2019年4～6月は1兆1,350億円（前年同期比8.5%減）、7～9月は1兆1,246億円（同10.2%減）、10～12月は1兆782億円（同10.2%減）と減少傾向であり、2020年1月は3,803億円、2月は3,738億円と持ち直しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け今後は先行き不透明であります。

このような環境下、当社グループは、プラスチック成形関連のコアビジネスにおきまして、品質の向上、納期の確守、新製品の開発等、競争力強化によるマーケットシェアの拡大を図るとともに、電池、食品、化粧品等の新規販売分野の開拓・拡大に注力してまいりました。

しかしながら、当連結会計年度における受注高は前年同期比39億4千万円減（同16.3%減）の202億3千2百万円、受注残高は前年同期比4億8千万円減（同7.5%減）の59億5千9百万円となりました。また、売上高につきましては、前年同期比33億7千8百万円減（同13.7%減）の211億9千7百万円となりました。

損益面では、材料費を中心とした原価低減策や諸経費の削減等に努めましたが、売上高の減少に伴う売上総利益の減少により、営業利益は前年同期比7億1千1百万円減（同30.9%減）の15億9千3百万円、経常利益は前年同期比6億8千4百万円減（同29.5%減）の16億3千9百万円となりました。

特別損益では、固定資産売却益4百万円、投資有価証券売却益1百万円を特別利益に、固定資産除売却損2百万円を特別損失に計上し、更に法人税、住民税及び事業税5億2千6百万円、法人税等還付税額8千4百万円、法人税等調整額1億5百万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比6億1千2百万円減（同36.5%減）の10億6千3百万円となりました。

(2) 当社グループのセグメント別売上高の内訳

区 分	期 別	第70期 (2019年3月期)		第71期(当連結会計年度) (2020年3月期)		増減額
		売上高	構成比	売上高	構成比	
		百万円	%	百万円	%	百万円
日 本		15,214	61.9	14,332	67.6	△882
東 ア ジ ア		8,433	34.3	5,677	26.8	△2,755
東 南 ア ジ ア		2,486	10.1	2,409	11.4	△76
北 中 米		242	1.0	220	1.0	△21
セグメント間の取引消去		△1,800	△7.3	△1,443	△6.8	357
合 計		24,576	100.0	21,197	100.0	△3,378

(3) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関3社と総額15億円のコミットメントライン（特定融資枠契約）を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は15億円であります。

② 設備投資

当社グループは、当連結会計年度において総額2億3千8百万円の設備投資を実施いたしました。主なものは、当社における工場及び営業所の設備改修・更新4千1百万円、並びに研究開発用分析及び測定器具1千9百万円、川田機械製造（上海）有限公司における生産機器5千6百万円等であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第68期 (2017年3月期)	第69期 (2018年3月期)	第70期 (2019年3月期)	第71期(当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高(百万円)		16,654	20,336	24,576	21,197
経 常 利 益(百万円)		445	1,029	2,323	1,639
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)		211	909	1,676	1,063
1株当たり当期純利益(円)		29.84	128.44	236.70	150.19
総 資 産(百万円)		17,986	22,046	23,781	21,866
純 資 産(百万円)		7,677	8,665	9,854	10,675
1株当たり純資産(円)		1,065.07	1,202.61	1,367.65	1,477.70

(注) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第70期の期首から適用しており、第69期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(5) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

イ) 社是

われわれは「三力」をもって生産に励み、社運の伸展につくし、企業を通じて社会の平和と繁栄に寄与せんことを期する

知力 価値を生み出すのは知力である

全知をつくして方法を考え力強く実行しよう

努力 一步前進するにも努力がいる

苦難を克服し向上発展の道を一すじに進もう

協力 ひとりの力には限界がある

みんな力を出しきり一つに結ぼう

ロ) 経営理念

プラスチックをはじめとする粉粒体による製品製造現場において、省力化機器のスペシャリストとして、お客様のニーズにマッチした、品質の高い、他社の追随を許さないオンリーワン製品をお届けすることにより、社会に貢献する

1. 市場が求めるものを常に探求し、お客様に喜ばれる製品・サービスを提供する。
2. お客様が製造する消費財・生産財を通じて、世界の人々のより豊かで安全な暮らしに貢献する。
3. 従業員の自主性と働きがいを重視し、会社を持続的に成長させる。
4. 株主、取引先、地域社会の皆様から、「いい会社」と呼ばれる会社になる。

当社は、「社是」、「経営理念」を継続的に推進・実行することで、環境、社会、経済の各課題に真摯に取り組み、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に貢献する。

ハ) 基本方針

当社グループは、プラスチック成形工場における合理化機器システムの製造販売に長年携わっております。製造工程の省力化と加工材料のロス低減による環境への負荷軽減を理念とし、チャレンジCES(低コスト(C)、省エネ(E)、省スペース(S))を製品開発指針として、当業界のリーディングカンパニーとして、高機能かつ操作性に優れた独自製品を開発し新技术を世界に発信し続けるとともに、現場力を一層強化し収益力の向上を図っております。更に、プラスチック成形関連分野で培った技術、ノウハウを応

用して、電池、食品、化粧品等の新規販売分野を開拓・拡大していくことにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めていくことを基本方針としております。

② 中長期的な会社の経営戦略、対処すべき課題及び目標とする経営指標

当社グループの主力納入先であるプラスチック成形加工業界は、国内外での激しい技術革新と品質・価格競争の中にあります。

当社グループでは、かかる環境下、コア事業におきまして、生産拠点（日本、中国、東南アジア）及び営業・サービス拠点（日本、中国、台湾、東南アジア、北中米）相互の連携を強固にし、品質、コスト、納期、アフターサービスでの競争力を一層強化することにより、グローバル化するユーザーニーズへ対応しマーケットシェアの拡大と収益力の向上を図ってまいります。株主の皆様への還元（配当または自己株式の取得）を充実させる一方で、高付加価値製品の開発や新規販売分野・地域の拡大、新規事業開発や戦略投資等にも積極的に経営資源を投下することにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めていくことを基本方針としております。中長期的には、株主資本と負債のバランスを適切な水準に維持しつつ自己資本利益率（ROE）を安定して8%以上確保できる事業構造の構築と、自己資本配当率（DOE）を安定して2.5%以上確保することを目標としております。

当期は収益性（売上高当期純利益率、前年度6.9%→5.2%）の向上については未達でありましたが、自己資本比率（前年度40.7%→47.9%）の改善並びに利益に応じた配当（1株当たり年間30.0円（中間配当15.0円、期末配当15.0円））を実施することにより、自己資本利益率（ROE）は10.6%、自己資本配当率（DOE）は2.1%となりました。

また、当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、人材の育成と強化等により、経営体質の一層の強化と透明性の向上を図ることを、経営上の重点課題と位置付けております。なお、コーポレート・ガバナンスの詳細につきましては、(株)東京証券取引所に「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を提出するとともに、当社ホームページ（<https://www.kawata.cc/>）に、社是・経営理念、コーポレート・ガバナンス基本方針、社外役員独立性基準、グループ行動指針、環境理念と方針、経営方針、中期経営計画等を開示しております。

株主の皆様におかれましては今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 企業集団の主要な事業内容（2020年3月31日現在）

事業	事業内容	主要製品
プラスチック製品製造 機器事業	プラスチック材料等の貯蔵、輸送、混練、計量、乾燥、着色等の各工程の合理化機器の自動化システム及び金型の温度調節機器(金型温度調節機及び金型冷却機)及び粉碎機、環境保全関連の各工程の合理化機器の製造・販売・保守サービス	輸送機（オートローダー） 輸送・計量・混合機（オートカラー） 高速混合機（スーパーミキサー） 金型温度調節機器（ジャストサーモ、ダイナサーモ、ダイナクール） 乾燥機（チャレンジャー） 大型乾燥機 原料受入貯蔵システム 原料自動分配供給システム 原料計量混合システム プラスチック粉碎機

(7) 主要な営業所及び工場並びに従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 主要な営業所及び工場

(イ) 当社の主要な営業所及び工場

名称	所在地	名称	所在地
本社	大阪市西区	大阪営業所	大阪市西区
仙台営業所	仙台市太白区	広島営業所	広島市南区
埼玉営業所	埼玉県川口市	九州営業所	福岡市博多区
東京営業所	東京都中央区	三田工場	兵庫県三田市
南関東営業所	神奈川県厚木市	東京工場	埼玉県川口市
静岡営業所	静岡市駿河区	大阪工場	大阪市西成区
名古屋営業所	名古屋市東区		

(注) 大阪工場の一部は子会社である(株)サーモテックへ賃貸しております。

(ロ) 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
カワタ U.S.A. INC.	米 国 イリノイ州	カワタマシナリーベトナムCO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国ハノイ市
カワタマシナリーメキシコS.A. DE C.V.	メキシコ合衆国ケレタロ州	川田機械製造(上海)有限公司	中華人民共和国上海市
カワタパシフィックP.T.E.L.T.D.	シンガポール国	冷研(上海)貿易有限公司	中華人民共和国上海市
カワタタイランドCO.,LTD.	タイ国バンコク市	川田機械香港有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
レイケンタイランドCO.,LTD.	タイ国アユタヤ県	川田国際股份有限公司	中華民国台湾省新竹市
カワタマーケティングS.D.N.B.H.D.	マレーシア国ネゲリセムピラン州	(株)サーモテック	大阪市西成区
PT.カワタインドネシア	インドネシア共和国西ジャワ州	エム・エルエンジニアリング(株)	静岡県藤枝市
PT.カワタマーケティングインドネシア	インドネシア共和国ジャカルタ首都特別州	(株)レイケン	東京都中央区

(注) カワタマシナリーベトナムCO.,LTD.は、2020年2月10日に設立いたしました。(株)カンゲンは、同社に100%出資する親会社である(株)レイケンに吸収合併し、2020年1月1日に解散いたしました。

② 従業員の状況

(イ) 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
850名	(増) 15名

(ロ) 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
253名	(増) 4名	44.1歳	11.3年

(注) 従業員数には使用人兼務取締役、出向社員（関係会社への出向者18名）、パートタイマー及び嘱託は含んでおりません。

(8) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

名 称	出資比率	主要な事業内容
カワタ U.S.A. INC. (KAWATA U.S.A. INC.)	100.0 (%)	プラスチック製品製造機器の販売及びサービス業務
カワタマシナリーメキシコS.A. DE C.V. (KAWATA-MACHINERY MEXICO S.A. DE C.V.)	100.0	プラスチック製品製造機器の販売及びサービス業務
カワタ パシフィック PTE. LTD. (KAWATA PACIFIC PTE. LTD.)	100.0	プラスチック製品製造機器の販売及びサービス業務
カワタ タイランド CO., LTD. (KAWATA (THAILAND) CO., LTD.)	60.0	プラスチック製品製造機器の販売及びサービス業務
レイケンタイランド CO., LTD. (REIKEN (THAILAND) CO., LTD.)	100.0	水関連機器の製造及び販売
カワタマーケティング SDN.BHD. (KAWATA MARKETING SDN.BHD.)	100.0	プラスチック製品製造機器の販売及びサービス業務
PT.カワタイインドネシア (PT. KAWATA INDONESIA)	100.0	プラスチック製品製造機器の製造及び販売
PT.カワタマーケティングインドネシア (PT. KAWATA MARKETING INDONESIA)	100.0	プラスチック製品製造機器の販売及びサービス業務
カワタマシナリーベトナム CO., LTD. (KAWATA MACHINERY (VIETNAM) CO., LTD.)	80.4	プラスチック製品製造機器の販売及びサービス業務
川田機械製造(上海)有限公司	100.0	プラスチック製品製造機器の製造、販売及びサービス業務
冷研(上海)貿易有限公司	100.0	金型温度調節機器、水関連機器の販売及びサービス業務
川田機械香港有限公司	100.0	プラスチック製品製造機器の販売及びサービス業務
川田国際股份有限公司	100.0	プラスチック製品製造機器の販売及びサービス業務
(株) サ ー モ テ ッ ク	100.0	金型温度調節機器、水関連機器の製造及び販売
エム・エルエンジニアリング(株)	100.0	プラスチック製品製造機器の製造、販売及びサービス業務
(株) レ イ ケ ン	100.0	金型温度調節機器の販売、水関連機器の製造、販売及びサービス業務

- (注) 1. レイケンタイランドCO.,LTD.の出資比率は(株)レイケンの出資に係る間接出資割合49.0%及び(株)サーモテックの出資に係る間接出資割合49.0%を、PT.カワタインドネシアの出資比率は川田機械製造(上海) 有限公司の出資に係る間接出資割合40.0%を、PT.カワタマーケティングインドネシアの出資比率はカワタパシフィックPTE.LTD.の出資に係る間接出資割合49.0%を、カワタマシナリーベトナムCO.,LTD.の出資比率はカワタタイランドCO.,LTD.の出資に係る間接出資割合29.4%を、冷研(上海)貿易有限公司の出資比率は(株)レイケンの出資に係る間接出資割合100.0%を、(株)サーモテックの出資比率は(株)レイケンの出資に係る間接出資割合35.0%を、それぞれ含んでおります。
2. カワタマシナリーベトナムCO.,LTD.は、2020年2月10日に設立いたしました。(株)カンゲンは、同社に100%出資する親会社である(株)レイケンに吸収合併し、2020年1月1日に解散いたしました。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借入先	借入残高
(株) 三菱UFJ銀行	1,840百万円
(株) りそな銀行	905
(株) 南都銀行	550
(株) 伊予銀行	520
(株) 山陰合同銀行	480

2. 株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,210,000株（自己株式128,221株）
- (3) 株 主 数 6,282名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
カ ワ タ 共 伸 会	771千株	10.89%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	625	8.82
(株) 三 菱 U F J 銀 行	351	4.95
カ ワ タ 従 業 員 持 株 会	292	4.13
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	282	3.98
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	117	1.66
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	110	1.56
高 塚 雅 博	110	1.55
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	110	1.55
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 (株)	110	1.55

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式を128,221株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は自己株式（128,221株）を控除して計算しております。
 4. 持株比率のパーセントは、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 取締役	白石 互	グループ経営担当 (経営管理)	カワタU.S.A. INC. 代表取締役社長
取 締 役	白井英徳	グループ経営担当 (製造・開発) 執行役員 品質保証部門統括	川田国際股份有限公司 董事長
取 締 役	柴 孝幸	グループ経営担当 (営業・サービス) 執行役員 営業企画・ サービス部門統括	
取 締 役	藤坂祐宏		川田機械製造(上海)有限公司 董事長 川田機械香港有限公司 董事長
取締役(社外) (常勤監査等委員) (独立役員)	城 豊治		
取締役(社外) (監査等委員) (独立役員)	伊藤芳伸		
取締役(社外) (監査等委員) (独立役員)	石田 章		日総工産(株) 監査役(社外)
取締役(社外) (監査等委員) (独立役員)	飯塚一雄		飯塚法律事務所 弁護士

- (注) 1. 2019年6月26日開催の第70期定時株主総会において、白石 互氏、白井英徳氏、柴 孝幸氏、藤坂祐宏氏は取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役(監査等委員)城 豊治氏、伊藤芳伸氏、石田 章氏及び飯塚一雄氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員)城 豊治氏及び石田 章氏は、長年にわたり企業にて管理部門の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、執行役員制度を導入しており、2020年3月31日現在の執行役員は、6名(うち、取締役との兼務者は2名)であります。
5. 取締役(監査等委員)石田 章氏は、日総工産(株)の監査役(社外)を務めておりますが、同社と当社との間に取引関係はありません。

6. 取締役（監査等委員）飯塚一雄氏は、飯塚法律事務所の弁護士であります。同所と当社との間に顧問契約等の取引関係はありません。
7. 当社は、取締役からの情報収集、取締役会をはじめとする重要会議の出席、内部監査部門との連携強化など、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を高めるため、城 豊治氏を常勤の監査等委員に選定しております。

なお、監査等委員会の体制は、次のとおりであります。

委員長 城 豊治氏、委員 伊藤芳伸氏、石田 章氏、飯塚一雄氏

8. 当社は、取締役（監査等委員）城 豊治氏、伊藤芳伸氏、石田 章氏及び飯塚一雄氏の4名を、当社の「社外役員独立性基準」に基づき、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
9. 当社の社外役員の独立性基準は、以下のとおりであります。

「社外役員独立性基準」

当社は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者（業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人）
2. 当社の大株主（議決権ベースで5%以上を保有する株主）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な取引先（取引金額が連結売上高の2%を超えるもの）
 - (2) 当社グループの主要な借入先（借入金残高が当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関）
 - (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから年間1千万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
6. 当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者
7. 社外取締役の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（配偶者及び二親等内の親族）が上記1から7までのいずれか（4項及び5項を除き、重要な者（取締役、監査役、執行役員及び部長職以上の業務執行者）に限る）に該当する者
9. 過去5年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、取締役（監査等委員）城 豊治、伊藤芳伸、石田 章及び飯塚一雄の各氏との間で、それぞれ同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額	摘 要
取 締 役（監査等委員を除く）	4名	48,180千円	
取 締 役（監 査 等 委 員）	4名	30,940千円	うち社外取締役4名30,940千円
計	8名	79,120千円	

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役（2名）の使用人給与相当額27,000千円（賞与を含む）を支払っております。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第67期定時株主総会において、年額240,000千円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第67期定時株主総会において、年額60,000千円以内と決議いただいております。

(4) 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (常勤監査等委員)	城 豊 治	当事業年度に開催された取締役会13回中すべてに出席（出席率100.0%）、監査等委員会13回中すべてに出席（出席率100.0%）し、主に事業会社の経営管理、財務及び会計に関する経験・見識から適宜発言及び助言がありました。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	伊 藤 芳 伸	当事業年度に開催された取締役会13回中すべてに出席（出席率100.0%）、監査等委員会13回中すべてに出席（出席率100.0%）し、主に事業会社の経営者として培ってきた経験・見識から適宜発言及び助言がありました。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	石 田 章	当事業年度に開催された取締役会13回中10回出席（出席率76.9%）、監査等委員会13回中10回に出席（出席率76.9%）し、主に事業会社の経営管理、財務及び会計に関する経験・見識から適宜発言及び助言がありました。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	飯 塚 一 雄	当事業年度に開催された取締役会13回中すべてに出席（出席率100.0%）、監査等委員会13回中すべてに出席（出席率100.0%）し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言及び助言がありました。

(5) 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会のさらなる実効性向上を図るため、取締役会の実効性評価アンケートを実施し、分析・評価を行っております。主な評価項目は以下のとおりであります。

- ①取締役会の構成（全体の員数、多様性、独立社外取締役の員数）
- ②取締役会の運営方法（資料配布時期、開催頻度、取締役のトレーニング）
- ③取締役会の議題・議事進行（付議事項の範囲、審議時間の確保、議論の質）
- ④社外役員に対する情報提供（社外役員への適時適切な情報提供）

当該アンケートの結果、取締役会の実効性は確保されていると評価しましたが、取締役会における議論を活性化し、経営監督機能をより高められるよう継続して取り組んでまいります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	28,800千円
②	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円
③	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬とを区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、当該事業年度の監査計画に係る監査日数・配員計画等から見積もられた報酬額に関する会計監査人の説明をもとに、前年実績の評価を踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、また監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することとします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及び運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令定款遵守の体制の確立に努める。また、監査等委員会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めることとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役会議事録、決裁後の稟議書など重要な意思決定の記録については、「文書管理規程」及び「稟議規程」などの社内規程に則り作成、保存し管理する。各取締役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 企業経営に対する重大なリスクに適切かつ迅速に対応するためにリスク審査委員会を編成し、リスク情報の収集と分析を行う。あわせて、その予防と緊急時の対応策を整備し、当社グループ全体のリスクを統括的に管理する。また、緊急事態が発生した際の対応については、その連絡体制・行動指針などを明確にする。
- 2) 当社の内部監査部門が子会社のリスク管理の状況について監査を行う。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、販売会議、業績検討会議を月1回開催するものとする。
- 2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。
- 3) 経営企画室は、中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定し、取締役会にて決定する。取締役社長は、各部門より業績のレビューと改善策を業績検討会議にて報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

(5) 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ロ及びハにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づく当社への決裁・報告制度によりグループ各社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

ロ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) カワタ経営理念に基づき、グループの中期経営計画及び年度計画を策定する。
- 2) 関係会社主幹者会議を定期的を開催し、グループ全体の経営の基本戦略の策定を行う。

ハ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) グループ全体に適用される「グループ行動指針」を策定し、当社グループ各社におけるコンプライアンス経営の推進を支援する。
- 2) 当社の監査・内部統制室が当社グループ子会社の内部監査を行い、内部統制の整備を支援する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命する。また、重要事項については、監査・内部統制室が、適宜、監査等委員会の補助体制をとることとする。

(7) 監査等委員会の（6）の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 当社の使用人については、その独立性を確保するために、任命及び解任並びに人事異動については、監査等委員会の同意を必要とするとともに、当該使用人の評価・懲戒に関する決定は、監査等委員会と事前に協議したうえで、取締役社長がこれを決定する。
- 2) 当社の使用人の選任については、監査等委員である取締役の指揮命令に基づき監査機能の一翼を担う重要な役割を果たすことに鑑み、その経験・知見・行動力を十分に考慮する。

(8) 次に掲げる体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制

- イ 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制
- 1) 監査等委員でない取締役が報告すべき事項及びその体制
法令、定款に違反するおそれのある場合、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査等委員会に報告するものとする。また、法令の定めに従い、監査等委員である取締役は取締役会及び重要な会議に出席する。
 - 2) 使用人が報告すべき事項及びその体制
「企業倫理ヘルプラインに関する規程」により、法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正、通報者の保護を図る。重大な法令違反、社内規程違反あるいは社会通念に反する行為等があった際は、遅滞なく取締役会及び監査等委員である取締役に報告する。
- ロ 子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制
- 1) 子会社にて重大なコンプライアンス違反等の通報があった場合は、監査等委員である取締役に報告し、調査結果及び是正結果を監査等委員会に報告する。
 - 2) 当社の内部監査部門が当社グループ子会社の内部監査を行い、内部監査結果を監査等委員会に報告する。

(9) 監査等委員である取締役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員である取締役へ報告をした者及びその内容については厳重な情報管理体制を整備するとともに、報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、解雇、降格、減給、不利益な配置転換、報復措置等、当該事実をもって不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底することとする。

(10) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- 1) 取締役会は監査等委員会による監査に協力し、監査にかかる費用については、予算を措置する。
- 2) 監査等委員会は弁護士、公認会計士に相談や助言を求める、またはその他の社外の専門家に対して事務の委託や調査を求めることができ、その費用は会社が負担するものとする。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は職務の遂行に必要と判断したときは、前項の定めのない事項においても取締役及び使用人並びに会計監査人に対して報告を求めることができることとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役会を月1回定期的に開催するほか、販売会議、業績検討会議を月1回開催し、予算実績の分析・評価・対策を具体的に検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- (2) 監査等委員会を月1回定期的に開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会のほか、重要な会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款の遵守について監査をいたしました。
- (3) 当社の役職員が守らなければならない基本原則である「行動指針」を、経営方針発表会にて配布・徹底を行っております。また、「グループ行動指針」を当社ホームページに開示し、監査・内部統制室による内部監査、自己監査にて海外を含めたグループ会社の運用状況の確認及び指導を行いました。
- (4) リスク審査委員会を月1回開催し、「リスクマネジメント基本規程」に基づき、リスク分析、各種リスクの管理状況の確認、改善等の審議を行い、取締役会に報告いたしました。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として、「関係会社管理規程」にて定められた協議事項、報告事項の審議を行い、当社より関係会社に助言、勧告、調整または指導を行いました。

6. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねております。従って、当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えます。

当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものであれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響を及ぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切に判断されるためには、当社株式の買付等提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

(a) 会社の経営の基本方針

①社是

われわれは「三力」をもって生産に励み、社運の伸展につくし、企業を通じて社会の平和と繁栄に寄与せんことを期する

- 知力 価値を生み出すのは知力である
全知をつくして方法を考え力強く実行しよう
- 努力 一歩前進するにも努力がいる
苦難を克服し向上発展の道を一すじに進もう
- 協力 ひとりの力には限界がある
みんな力を出しきり一つに結ぼう

②経営理念

プラスチックをはじめとする粉粒体による製品製造現場において、省力化機器のスペシャリストとして、お客様のニーズにマッチした、品質の高い、他社の追随を許さないオンリーワン製品をお届けすることにより、社会に貢献する

1. 市場が求めるものを常に探求し、お客様に喜ばれる製品・サービスを提供する。
2. お客様が製造する消費財・生産財を通じて、世界の人々のより豊かで安全な暮らしに貢献する。
3. 従業員の自主性と働きがいを重視し、会社を持続的に成長させる。
4. 株主、取引先、地域社会の皆様から、「いい会社」と呼ばれる会社になる。

当社は、「社是」、「経営理念」を継続的に推進・実行することで、環境、社会、経済の各課題に真摯に取り組み、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に貢献する

③基本方針

当社グループは、プラスチック成形工場における合理化機器システムの製造販売に長年携わっております。製造工程の省力化と加工材料のロス低減による環境への負荷軽減を理念とし、チャレンジCES（低コスト（C）、省エネ（E）、省スペース（S））を製品開発指針として、当業界のリーディングカンパニーとして、高機能かつ操作性に優れた独自製品を開発し新技術を世界に発信し続けるとともに、現場力を一層強化し収益力の向上を図っております。更に、プラスチック成形関連分野で培った技術、ノウハウを応用して、電池、食品、化粧品等の新規販売分野を開拓・拡大していくことにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めていくことを基本方針としております。

(b) 中長期的な会社の経営戦略、対処すべき課題及び目標とする経営指標

当社グループの主力納入先であるプラスチック成形加工業界は、国内外での激しい技術革新と品質・価格競争の中にあります。

当社グループでは、かかる環境下、コア事業におきまして、生産拠点（日本、中国、東南アジア）及び営業・サービス拠点（日本、中国、台湾、東南アジア、北中米）相互の連携を強固にし、品質、コスト、納期、アフターサービスでの競争力を一層強化することにより、グローバル化するユーザーニーズへ対応しマーケットシェアの拡大と収益力の向上を図ってまいります。株主の皆様への還元（配当または自己株式の取得）を充実させる一方で、高付加価値製品の開発や新規販売分野・地域の拡大、新規事業開発や戦略投資等にも積極的に経営資源を投下することにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めていくことを基本方針としております。中長期的には、株主資本と負債のバランスを適切な水準に維持しつつ自己資本利益率（ROE）を安定して8%以上確保できる事業構造の構築と、自己資本配当率（DOE）を安定して2.5%以上確保することを目標としております。

また、当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、人材の育成と強化等により、経営体質の一層の強化と透明性の向上を図ることを、経営上の重点課題と位置付けております。なお、コーポレート・ガバナンスの詳細につきましては、(株)東京証券取引所に「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を提出するとともに、当社ホームページ (<https://www.kawata.cc/>) に、社是・経営理念、コーポレート・ガバナンス基本方針、社外役員独立性基準、グループ行動指針、環境理念と方針、経営方針、中期経営計画等を開示しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年5月13日の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を、株主総会において株主の皆様からご承認を受けることを条件として継続することを決議し、2019年6月26日開催の当社第70期定時株主総会において、本プランを継続することの承認を得ております。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とするものであり、また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

本プランは、(i) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付等、(ii) 当社が発行者である株式等について、公開買付に係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付（以下、「買付等」と総称します。）を対象とします。

当社の株式等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付者等の買付内容の検討に必要な情報及び本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）が、当社経営陣から独立した者（現時点においては社外取締役2名及び社外有識者1名）から構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要があれば、外部専門家等の助言を独自に得た上、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める要件のいずれかに該当し新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規程に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、2022年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までです。ただし、当該有効期間の満了前であっても、(i) 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または、(ii) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が、新株予約権行使の手続きを行わないと、その保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。）。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記(2)(b)に記載した当社の中長期的な企業価値向上のための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記(3)に記載のとおり当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得た上で導入されたものであること、その内容として独立性の高い者のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、合理的な客観的発動要件が設定されていること、有効期間が最長約3年と定められた上、取締役会により何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,556,896	流動負債	7,398,752
現金及び預金	5,603,596	支払手形及び買掛金	2,187,705
受取手形及び売掛金	7,141,010	短期借入金	3,012,003
商品及び製品	1,330,744	1年以内償還予定社債	237,500
仕掛品	817,023	リース債務	46,401
原材料及び貯蔵品	1,398,393	未払法人税等	300,633
その他	353,036	製品保証引当金	99,948
貸倒引当金	△86,908	役員賞与引当金	47,700
		その他	1,466,858
固定資産	5,309,571	固定負債	3,792,113
有形固定資産	4,225,973	社債	56,250
建物及び構築物	2,197,684	長期借入金	2,708,329
機械装置及び運搬具	376,648	リース債務	76,734
土地	1,397,539	繰延税金負債	15,009
リース資産	122,472	役員退職慰労引当金	102,163
その他	131,628	退職給付に係る負債	818,794
無形固定資産	439,239	その他	14,832
その他	439,239	負債合計	11,190,866
投資その他の資産	644,358	(純資産の部)	
投資有価証券	276,733	株主資本	10,303,411
繰延税金資産	79,639	資本金	977,142
その他	289,389	資本剰余金	1,069,391
貸倒引当金	△1,404	利益剰余金	8,300,549
		自己株式	△43,670
資産合計	21,866,467	その他の包括利益累計額	161,342
		その他有価証券評価差額金	72,349
		為替換算調整勘定	88,992
		非支配株主持分	210,847
		純資産合計	10,675,601
		負債及び純資産合計	21,866,467

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		21,197,912
売上原価		14,835,688
売上総利益		6,362,224
販売費及び一般管理費		4,768,785
営業利益		1,593,438
営業外収益		
受取利息及び配当金	19,080	
助成金収入	34,422	
補助金収入	32,307	
保険解約返戻金	47,530	
その他の	39,795	173,136
営業外費用		
支払利息	80,045	
為替差損	25,992	
コミットメントライン手数料	7,242	
その他の	14,120	127,400
経常利益		1,639,174
特別利益		
固定資産売却益	4,006	
投資有価証券売却益	1,699	5,705
特別損失		
固定資産除売却損	2,113	2,113
税金等調整前当期純利益		1,642,766
法人税、住民税及び事業税	526,754	
法人税等還付税額	△84,048	
法人税等調整額	105,248	547,955
当期純利益		1,094,811
非支配株主に帰属する当期純利益		31,181
親会社株主に帰属する当期純利益		1,063,629

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年4月1日残高	977,142	1,069,391	7,449,372	△43,670	9,452,235
連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△212,453		△212,453
親会社株主に帰属する当期純利益			1,063,629		1,063,629
自己株式の取得				-	-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度変動額合計	-	-	851,176	-	851,176
2020年3月31日残高	977,142	1,069,391	8,300,549	△43,670	10,303,411

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算調 整勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
2019年4月1日残高	99,802	133,386	233,188	168,772	9,854,196
連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△212,453
親会社株主に帰属する当期純利益					1,063,629
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△27,452	△44,393	△71,845	42,074	△29,771
連結会計年度変動額合計	△27,452	△44,393	△71,845	42,074	821,405
2020年3月31日残高	72,349	88,992	161,342	210,847	10,675,601

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,468,333	流動負債	3,801,914
現金及び預金	1,688,012	買掛金	1,020,010
受取手形	1,028,147	短期借入金	1,815,000
売掛金	3,740,217	1年内償還予定の社債	200,000
製成品	52,223	リース債務	17,678
材料	460,289	未払金	80,134
仕掛品	419,993	未払費用	332,458
前払費用	9,377	未払法人税等	170,721
未収入金	68,772	未払消費税等	61,453
その他の資産	1,298	前受り金	42,250
固定資産	5,627,038	預り金	13,224
有形固定資産	2,172,224	製品保証引当金	35,982
建物	850,943	役員賞与引当金	13,000
構築物	21,069	固定負債	2,891,475
機械装置	76,666	長期借入金	2,505,000
車両運搬具	0	長期未払金	4,600
器具備品	39,013	長期預り金	65,880
土地	1,123,193	リース債務	43,660
リース資産	61,339	退職給付引当金	272,334
無形固定資産	53,715	負債合計	6,693,389
ソフトウェア	51,686	(純資産の部)	
施設利用権	0	株主資本	6,334,533
特許権等	2,029	資本	977,142
投資その他の資産	3,401,098	資本剰余金	1,069,391
投資有価証券	225,396	資本準備金	1,069,391
関係会社株式	1,317,756	利益剰余金	4,331,670
関係会社出資金	728,298	利益準備金	128,660
従業員長期貸付金	4,561	その他利益剰余金	4,203,010
関係会社長期貸付金	1,067,147	土地圧縮積立金	57,122
長期前払費用	9,677	別途積立金	1,840,000
繰延税金資産	156,088	繰越利益剰余金	2,305,887
積立保険金	51,773	自己株式	△43,670
会費	0	評価・換算差額等	67,448
差入保証金	31,234	その他有価証券評価差額金	67,448
貸倒引当金	△190,835	純資産合計	6,401,981
資産合計	13,095,371	負債及び純資産合計	13,095,371

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,396,010
売上原価		7,975,194
売上総利益		2,420,815
販売費及び一般管理費		1,637,214
営業利益		783,601
営業外収益		
受取利息及び配当金	146,942	
固定資産賃貸料	69,699	
助成金収入	34,422	
その他の	34,507	285,571
営業外費用		
支払利息	27,423	
コミットメントライン手数料	7,242	
固定資産賃貸費用	30,871	
その他の	70,215	135,753
経常利益		933,419
特別利益		
投資有価証券売却益	1,699	1,699
特別損失		
固定資産除売却損	126	
関係会社株式評価損	10,054	10,181
税引前当期純利益		924,937
法人税、住民税及び事業税	259,684	
法人税等調整額	△38,875	220,809
当期純利益		704,127

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計			
					土地圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
2019年4月1日残高	977,142	1,069,391	1,069,391	128,660	57,122	1,840,000	1,814,213	3,839,995	△43,670	5,842,858	
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当							△212,453	△212,453		△212,453	
当 期 純 利 益							704,127	704,127		704,127	
自 己 株 式 の 取 得									-	-	
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	491,674	491,674	-	491,674	
2020年3月31日残高	977,142	1,069,391	1,069,391	128,660	57,122	1,840,000	2,305,887	4,331,670	△43,670	6,334,533	

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2019年4月1日残高	92,426	92,426	5,935,285
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△212,453
当 期 純 利 益			704,127
自 己 株 式 の 取 得			-
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	△24,978	△24,978	△24,978
当期変動額合計	△24,978	△24,978	466,696
2020年3月31日残高	67,448	67,448	6,401,981

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

株式会社 カワタ
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷義広 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カワタの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カワタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

株式会社 カワタ
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷義広 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カワタの2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月3日

株式会社カワタ 監査等委員会

常勤監査等委員 城 豊 治 ㊟
 監査等委員 伊 藤 芳 伸 ㊟
 監査等委員 石 田 章 ㊟
 監査等委員 飯 塚 一 雄 ㊟

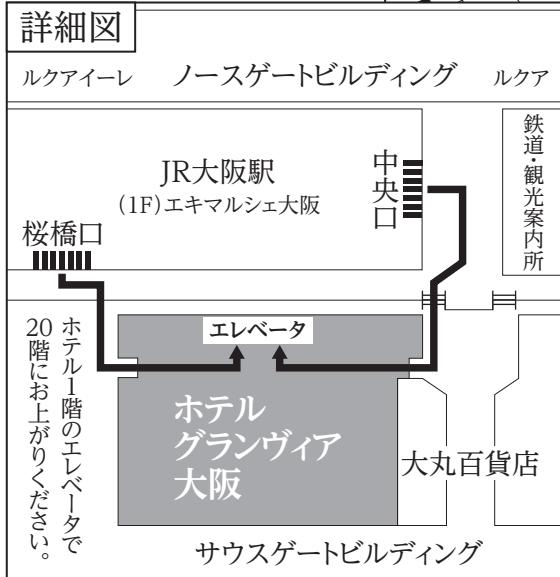
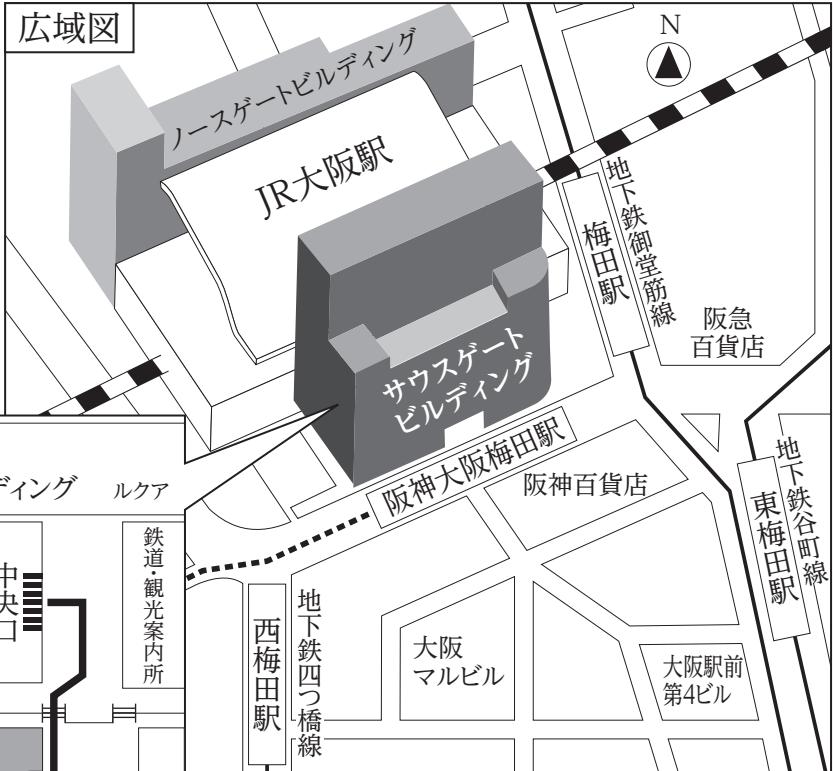
(注) 常勤監査等委員城 豊治、監査等委員伊藤芳伸、石田 章並びに飯塚一雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第71期定時株主総会会場ご案内図

大阪市北区梅田3丁目1番1号 ホテルグランヴィア大阪20階「鳳凰」
TEL 06-6344-1235 (代表)

株主総会にご来場の株主様へのお土産は、取りやめております。



JR大阪駅 中央口出て右手すぐ
桜橋口出て左に曲がり徒歩1分

